

議案第114号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第3項第4号に次のように加える。

オ 洗浄場 1月1平方メートルまでごとに 180円

カ 給油施設 1リットルまでごとに 10円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

洗浄場及び給油施設の新設に伴い、当該施設の利用料金の上限額を定めるため、この条例を制定するものである。